

福岡女学院大学短期大学部に対する短期大学認証評価結果

I 判定

2024 年度短期大学認証評価の結果、福岡女学院大学短期大学部は本協会の短期大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までとする。

II 総評

福岡女学院大学短期大学部は、建学の精神及び短期大学部の目的として「イエス・キリストに基づく福岡女学院創立の精神にのっとり、神を畏れ、奉仕に生きるよき社会人を育成するために、教育基本法及び学校教育法に従って女子の専門教育を行い、高い教養と実地的な専門知識を授けること」を定め、教育理念を「学院聖句」として示すとともに、学院聖句から導き出される「つながり」を大切にするという「ヴィジョン」を策定している。これを達成するため、「第 2 期中期計画（2022 年度～2027 年度）」（以下「第 2 期中期計画」という。）を策定し、併設大学と共通で「教育の質の向上」「学則定員数の確保と維持」「それを支えるための教育設備と教員の教育・研究環境の改善」「学生支援と教育成果としての出口の確保」の 4 つの重点的課題を定めている。短期大学部では計画の一つである「編入学制度の拡大・強化」に取り組み、「編入支援プログラム」として、外部団体が実施する語学能力試験の対策強化、小論文指導、面接対策等を実施してきた。しかしながら、2025 年度から入学生の受け入れを停止し、全ての在籍学生の卒業をもって、短期大学部を廃止することとしている。

内部質保証については、「福岡女学院大学運営会議」が中心となり、組織的かつ定期的に行うこととしている。同会議は、併設する大学と合同の会議体であり、大学運営に関する重要事項、大学の教学に関する重要事項、これらの質保証に関する事項を審議している。また、各組織の点検・評価活動を検証する組織として、併設する大学と合同の「福岡女学院大学・短期大学部自己点検評価委員会」（以下「自己点検評価委員会」という。）を設け、各部局の点検・評価結果から改善すべき事項等を見出して「運営会議」に報告し、「事業報告書」に反映している。点検・評価における客観性、妥当性の確保のために、「キャリアセンターアドバイザーミーティング」において学外有識者や行政機関等からの定期的な意見聴取を実施し、その評価をもとに教育活動の適切性について検証している。なお、2023 年度より上記の体制を構築しており、

P D C A サイクルを回し始めている段階にあるため、今後も「運営会議」によるマネジメントのもと、改善・向上を図ることが期待される。

教育については、学科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、教育課程を適切に編成している。短期大学部のカリキュラムにおいては、科目名を全て英語表記としているほか、2023 年度から「イングリッシュイマージョン」「アカデミックインテンシブ」「エアライン・ツーリズム」の3コース制を基盤として、「必修科目群」「選択科目群」を配置し、教育課程を体系化している。また、2023 年度から導入している「ディプロマ・サプリメント」による学習成果の可視化への取り組みも行っている。ただし、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）について基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。

特色ある取り組みとして、「学生心理相談室」を中心とした学生のコミュニティ形成につなげる支援や、学生の自主的で自由な発想による企画を支援する「チャレンジ助成金」制度など、学生一人ひとりを大切にした支援を通じて学生の自主性を伸ばしていることは、高く評価できる。また、社会連携・社会貢献として、市の教育委員会と「地域・国際交流センター」の職員及び短期大学部学生が連携し、地域の小学生を対象に英語のコミュニケーション能力の向上を目的とする活動「イングリッシュデイ」等、学生の英語力を生かした地域交流や国際交流の取り組みを数多く展開しており、地域の小学生の英語のコミュニケーション能力の向上や地域の英語教育の発展に貢献するとともに、短期大学部学生の自己成長や職業選択の幅を広げることにつながっている点は高く評価できる。

今後は、地域とのつながりを含め、これまでの短期大学部の長年の実績や内部質保証の取り組み等を併設大学に引き継ぐことで、更なる発展を期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。

建学の精神及び短期大学部の目的として「イエス・キリストに基づく福岡女学院創立の精神にのっとり、神を畏れ、奉仕に生きるよき社会人を育成するために、教育基本法及び学校教育法に従って女子の専門教育を行い、高い教養と実際的な専門知識を授けること」と定めている。また、併設大学と共通で、理念・目的を「学院聖句」として示すとともに、これから導き出される「つながり」を大切にするという「ヴィジョン」を策定している。

上記の理念・目的に基づき、英語科の目的として「英語科は英語運用能力を伸

ばし、コミュニケーションの手段としての英語を習得させるとともに、その言語を通して自己と自己を取り巻く世界を探究させ「スキルの習得と教養教育の融合によって、世界に貢献できる国際人」を養成することを定めている。

以上のことから、短期大学部及び学科において理念・目的を設定し、明示しているといえる。

② 短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

短期大学部及び学科の目的は、「福岡女学院大学短期大学部学則」（以下「学則」という。）に定めている。

学則は、短期大学部ホームページに掲載することで社会に対し公表している。また、学生及び教職員に対しては、『履修ガイド』に掲載し、配付しているほか、入学時に開催するオリエンテーションにおいて、理念・目的についての説明を行っている。

なお、これらの目的については、「学院聖句」や「ヴィジョン」という形で「信仰」「愛」「希望」との「つながり」を大切にすることをわかりやすく示している。また、全ての学生が建学の精神に触れ学ぶための必修科目を配置し、チャペル礼拝や資料室訪問といった活動と連動させることで、理念・目的の浸透を図っている。

以上のことから、短期大学の理念・目的を定め、社会に公表しているといえる。

③ 短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

法人の中長期的な目標（基本目標・長期ビジョン）として、「園児、生徒、学生、保護者や地域社会から選ばれる学院づくり」を設定し、その達成に向けて「第2期中期計画」を策定している。具体的には、併設大学と共通で「教育の質の向上」「学則定員数の確保と維持」「それを支えるための教育設備と教員の教育・研究環境の改善」「学生支援と教育成果としての進路の確保」の4つの重点的課題を定めている。計画の一つとして、短期大学部では「編入学制度の拡大・強化」に取り組み、「編入支援プログラム」として、外部団体が実施する語学能力試験の対策強化、小論文指導、面接対策等を実施した。

なお、2017年度の一般財団法人短期大学基準協会による認証評価の結果、「自己点検・評価活動は、併設大学と合同で実施されているが、今後は実施項目や実施方法など短期大学部独自の視点で自己点検・評価できるような体制の構築が望まれる」等の指摘を受けたことから、「自己点検評価委員会」の組織体制を見直し、英語科内でも点検・評価作業を行うよう改善を図った。

また、同評価において『自己点検評価報告書』の定期的な公表が望まれる旨の指摘を受け、2017年度以降、毎年度ホームページで公表している。なお、2022年度以降の自己点検・評価は行っているものの、公表には至っていないため、今後公表することが期待される。

中期計画の実現に向けては、その具体的な計画を各年度の事業計画書にまとめ、その計画を達成するために、責任部署、評価、検証方法等を明示して事業を遂行している。

以上のことから、中・長期の計画を適切に定め、実行しているといえる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針として、学則に「第1条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う」ことを定めている。また、内部質保証の基本的な考えとして、2020年に「内部質保証に関する方針」を策定している。

この方針では、内部質保証に関する基本的な考え方について、「学則に示している建学の精神を実現するために、PDCAサイクルに基づいた内部質保証体制を構築する。自己点検評価活動は、福岡女学院大学運営会議（以下「運営会議」という）が中心となり組織的に行い、定期的に自己点検評価報告書の作成を行う。なお、点検評価項目は、福岡女学院大学及び福岡女学院大学短期大学部ともに公益財団法人大学基準協会の基準に準じるものとする」としている。

内部質保証推進に係る組織・体制・手続については、同方針において、「内部質保証の推進に責任を負う組織は、運営会議とする」こと、「運営会議の指示により、各組織において自己点検評価報告書（またはシート。以下「報告書」という）を作成し、「自己点検評価委員会」が報告書をもとに内部質保証のプロセスを実行・計画していることを点検すること、「自己点検評価委員会は、内部質保証プロセスの明記を確認した報告書を学長に提出する。学長は、それに基づき今後の計画について当該組織の長に指示する」ことを定めている。

上記の方針については、短期大学部ホームページで公表し、教職員も随時閲覧できるようになっている。また、方針の改定を行った際には、大学と合同で開催する「連合教授会」において周知している。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を適切に明示しているといえる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証の推進に責任を負う組織を「運営会議」としている。同会議は、併設する大学と合同の会議体であり、学長、副学長、学部長、大学院研究科長、各部長（宗教部・教務部・学生部）、大学事務部長で構成し、学長が委員長を務め、大学運営に関する重要事項、大学の教学に関する重要事項及びこれらの質保証に関する事項を審議することとしている。

このほか、各組織の点検・評価活動をチェックする機能として併設する大学と合同の会議体の「自己点検評価委員会」を設け、『自己点検評価報告書』を学長へ報告している。同委員会では、「本学における内部質保証の状況の点検・評価に関すること」「自己点検・評価結果のとりまとめに関すること」を審議事項としている。なお、短期大学部の点検・評価活動は学科会議で行っている。また、学内外の教育研究及び業務運営等に係る情報の収集、収集した情報の分析・評価、結果の学内への提供を行うことを目的とした「IR委員会」を設置している。

以上のことから、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う体制を設けているといえる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

英語科における学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の策定・見直し等は、学科会議で検討し、短期大学部における学部審議会、学部教授会で報告している。「運営会議」では、英語科で作成した『自己点検評価報告書』に3つの方針について記載している箇所について改善の要否を確認している。

2023年度より「運営会議」を全学内部質保証推進組織と位置付け、新たに発足した「自己点検評価委員会」の協力のもと、PDCAサイクルの機能に向けた取り組みを行っている。具体的には、「第2期中期計画」と点検・評価結果を踏まえて策定した「事業計画」に沿って実行した後、毎年各部署において作成する『自己点検評価報告書』から「自己点検評価委員会」が改善すべき事項等を見出して「運営会議」に報告し、「事業報告書」に反映する。「自己点検評価委員会」から点検・評価結果の報告を受けた「運営会議」は各部署に改善・向上の指示を行っている。

短期大学部では学科会議において『自己点検評価報告書』を作成することにより、学科その他の組織における点検・評価の定期的な実施と、その結果に基づく改善・向上の計画的な実施を行っている。なお、2023年度は学生の募集状況に深刻な問題を抱えていたこともあり、「5 学生の受け入れ」などでは、学長を中心として学部長、学科長等によって点検・評価を行うとともに今後の計画を策定し、「臨時運営会議」にてそれらの妥当性を検討したうえで改善・向上に取り組むなど、状況に応じて一時的に手続及び体制を変更して行った。

また、点検・評価における客観性、妥当性の確保のために、経営コンサルタント業等の学外有識者から成る「キャリアセンターアドバイザーミーティング」において意見聴取し、その評価をもとに教育活動の適切性について検証している。具体的には、2022年度では方針に基づく入試制度、教育、教育成果等に対する意見及び改善事項のほか、近隣の市の教育委員会に3つの方針について意見を聴取し、学科で意見交換も実施している。

行政機関、認証評価機関からの指摘事項はない。指摘事項があった場合には、「運営会議」に報告し、各部署にて対応した改善結果を「運営会議」に報告する仕組みとなっている。なお、前回の大学評価（認証評価）受審時の2点の指摘について、いずれも改善している。

以上のことから、2023年度より、「運営会議」と「自己点検評価委員会」による新たな内部質保証システムで点検・評価を行っており、その結果を基に改善・向上に向けて取り組んでいることから、内部質保証システムが機能しつつあるといえる。今後は、不測の事態においても方針等に明示した手続・体制で短期大学部としての内部質保証システムを機能させるよう向上が期待される。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究上の目的、教育方針、3つの方針、学則、シラバス、授業評価結果、学習成果に関する調査、『自己点検評価報告書』等について、短期大学部ホームページの「情報公開」ページにて公開している。法人ホームページには、財務情報等を公表している。法人ホームページに掲載している「福岡女学院ファクトブック」は、短期大学部に関するさまざまな指標の経年推移をグラフで可視化しており、説明責任を果たす一助となっている。これらの情報は、情報を保有している各部署によって適宜更新している。なお、「1 理念・目的」に既述のとおり、2022年度以降の自己点検・評価結果は公表に至っていないため、今後公表することが期待される。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性の点検・評価は、2022年度までは「自己点検・評価・FD委員会」と「IR委員会」が担っていた。2023年度以降は、「福岡女学院大学・短期大学部内部質保証に関する内規」に基づき、「運営会議」及び「自己点検評価委員会」において毎年度の点検・評価の一環として機能性の検証を行

っている。なお、点検・評価の際に用いる資料及び情報は、各種の会議やアンケート結果などを根拠資料として用いている。

点検・評価に基づく改善・向上の取り組みとして、2021年度の併設大学に対する大学評価（認証評価）の結果を踏まえ、2022年度に、全学内部質保証推進組織を「運営会議」と定め、「自己点検評価委員会」と「IR委員会」の役割の再整理を行った。

以上のことから、内部質保証システムの適切性を点検・評価し、その結果からシステムを見直すなどの改善・向上に努めているといえる。

3 教育研究組織

<概評>

- ① 短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

建学の精神、理念・目的を実現するために、英語科を設置している。その他の教育研究組織として、併設大学と共有する「情報教育センター」「キャリアセンター」のほか、2022年度に「国際交流委員会」「生涯学習センター」「地域貢献センター」を統合した「地域・国際交流センター」を設置している。「キャリアセンター」は、学生のキャリア形成の支援や研究、産学官等の学外関係機関との連携推進に貢献することを目的としている。また、当該短期大学部のさまざまな取り組みと地域・社会をつなぐことを目的に「地域・国際交流センター」を設置し、学生に対しては主体性の伸長を促し、地域・社会に対しては当該短期大学部の教育研究成果を広く還元している。

以上のことから、短期大学部の理念・目的に照らして、学科その他の組織の設置状況は適切である。

- ② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価は、学科、各センターの運営委員会において行っている。各センターの運営委員会における検討・議論を通じて決定した事項は、学科会議や「連合教授会」「運営会議」等で報告・審議し、「運営会議」のマネジメントのもと、改善・向上に向けた取り組みを定期的に行っている。なお、これらの運営委員会は短期大学部の教員と併設大学の各学部の教員・センター関係者で構成しており、全学的な視点から点検・評価を行っている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上の取り組みとして、学科においては、定員未充足の状況を改善するために、「教育課程」や学科名称の見直し、オンデマンド教育の導入等の検討を行っている。また、「キャリアセンター」において、

企業等の採用活動の早期化への対応として、2022 年度より、専願入試で合格した入学予定者に合否結果を郵送する際に、短期大学部学生の就職活動のスケジュールや業界研究リーフレットなどを同封し、入学後のキャリア形成の意識づけにつながっている。

以上のことから、学科や各センターなどの教育研究組織及びその取り組みの適切性について点検・評価を行い、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

教育の目的の達成に向けて、英語科の学位授与方針を定めている。具体的には、「イエス・キリストを通して、神を畏れ、すべての人を愛し、奉仕する態度およびキリスト教に関する知識を獲得している」こと、「社会に貢献できる人材として必要となる技術や知識、教養を身に付けている」こと、「英語を適切に用いて、コミュニケーションをとるために必要な技能と知識を獲得している」こと等の6項目を明示している。この方針は、2023 年度のカリキュラムの改正に伴い見直したものであり、ホームページや『履修ガイド』で公表している。

以上のことから、学科の学位授与方針を適切に定め、教職員、学生及び社会に広く周知し、公表していると判断できる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

教育課程の編成・実施方針として、「福岡女学院の根幹を支えるキリスト教の価値観や考え方を学び、イエス・キリストを通して神を畏れ、すべての人を愛し、奉仕する態度を身につけられるようにするためにキリスト教科目群を設置すること」、「社会に貢献できる人材として必要となる知識、教養を身に付けるために、教養科目群を設置すること」、「英語を適切に用いて、コミュニケーションを取るために必要な技能と知識を身に付けるために、英語スキル科目群を設置すること」等の6項目を定めている。同方針は、学位授与方針に対応した形で明示しており、適切な関連性を担保している。しかしながら、教育課程の編成・実施方針として、教育課程の実施に関する考え方を示していないため、改善が求められる。

以上のことから、学位授与方針に基づき、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているものの、方針の内容に一部不備があるため、改善が求められる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

授業科目の開設と教育課程の体系的な編成については『履修ガイド』において

明示している。2022 年度のカリキュラムにおいては、キリスト教主義教育を基盤として 2019 年度より導入している「イングリッシュイマージョン」「アカデミックインテンシブ」「エアライン・ツーリズム」の 3 コース制を基盤として、「必修科目群」「選択科目群」を配置している。

具体的には、教育課程の編成・実施方針に基づき、「キリスト教」科目、ゼミや「コース選択科目」「英語」「第二外国語」等の異文化理解に関する科目、クラスアドバイザーが担当する「基礎演習 A」「基礎演習 B」等の必修科目、「マスコミュニケーション論」「ジェンダースタディ」等の論理的思考を深める科目等を設置している。

また、ホームページ上の「カリキュラム」のページでは、科目を 1 年次と 2 年次に分け、英語表記でカリキュラムを公表しているものの、科目の体系的がやや不明瞭であるため、今後明らかにすることが期待される。なお、履修指導に際しては、『履修ガイド』の「教育課程」の表を利用して説明するなど、カリキュラムとしては適切に科目を配置し、体系的な教育課程を編成していることが確認できる。

当該短期大学部は 2 学期制を採用しており、それぞれ 15 回の授業回数を確保し、授業最終日後の 1 週間を試験日と定めて試験を実施し、さらに、学期ごとにそれぞれ予備日を 2 日ずつ設定し、緊急時には予備日で授業を行えるように備え、授業期間は単位修得に必要な時間が確保できるよう適切に設定している。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じており、体系的な教育課程を編成しているといえる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

当該短期大学部は英語科のみであるため、英語力の定着に向けて授業を 60 分週 2 回の形態で行っていたが、2023 年度からは、大学との連携を強化し、基盤教育科目を修得できるようにカリキュラムを改訂したことに合わせて授業形態を 90 分週 1 回に変更している。シラバスについては、授業のテーマ及び到達目標、授業概要、授業計画、文献、成績評価、事前・事後学習、科目担当教員の実務経験の有無、留意事項を掲載している。各科目の教育目標及び到達目標については学科で決定している。授業内容についても、各担当教員が共通の教育目標と到達目標に沿って授業ごとのスケジュールや授業内容に応じた事前・事後学習の内容に加え、必要な学習時間を明示している。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法として、演習形式の英語科目を多く開講しており、学生のコミュニケーション能力の向上を重視した授業を徹底している。例えば、必修科目においては、クラスを習熟度に分けて複数の教員の担当として少人数教育を行うことで、ペアワークやグループワークを

通じた学生同士のコミュニケーションの機会を設けている。

なお、2022 年度までの 60 分授業体制では、学生が学期中に履修できる単位数が適正となるよう時間割を編成していたため、1 年間に履修登録できる単位数の上限を設定していなかったが、90 分授業体制に移行して以降は、学生が履修可能な単位数が増加している。そのため単位の実質化を図る措置として、単位を多く履修登録している短期大学部学生に対してクラスアドバイザーが履修指導を行っている。今後はより多角的な方法で単位の実質化を図るよう検討が望まれる。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を概ね適切に講じているといえる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

学則に基づき、1 単位の授業科目を適切に定めている。また、既修得単位等の認定についても学則に規定しており、手続としては、「学部教務部委員会」、教授会の承認を得て、適切に単位認定を行っている。

英語の検定試験対策に係る科目を履修している学生に対して、外部団体が実施する語学能力試験において一定以上の得点を獲得した学生には該当科目の単位を認定するなど、英語関連の外部検定資格と単位認定の連動も行っている。

成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するため、『履修ガイド』『シラバス』に成績評価方法及び基準を掲載している。また、GPA 制度を導入し、合格区分や 1 単位あたりの GP を『履修ガイド』に示している。学科の卒業要件については学則、『履修ガイド』に記載して周知を図っている。

成績評価、単位認定及び学位授与の適切性については、「運営会議」と連携し、学科会議において教育課程の検証と改善の検討を行っている。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているといえる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価することを目的に、2019 年度より、全学生を対象に学習成果に関する調査（間接調査）を実施している。同調査の設問内容は学位授与方針と対応しており、学年ごとに集計している。結果については、「教務部委員会」で共有するとともに、学習成果の把握及び評価の取り組みについては「運営会議」と協働し、調査結果について報告・検討を行っている。

また、2022 年度にはアンケートツールを用いて、卒業後 1 年目の短期大学部学生が就職した企業及び卒業生を対象にアンケートを行っている。また、短期大学部教員が有するつながりのなかで、卒業後に大学に進学した学生や就職した学生

からの意見聴取を行った結果を短期大学部ホームページの「学科 TODAY」で公開している。学習成果の把握及び評価の取り組みに対する企業、卒業生対象のアンケート結果については、「運営会議」で報告を行っている。

以上のことから、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているといえる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、短期大学部における学部教授会において点検・評価を行っている。その結果は、「教務部委員会」「運営会議」で検証した後、改善事項について学科に周知している。

調査結果を受け、2023 年度カリキュラムより、学位授与方針を短期大学部学生がより明確にわかりやすく把握できるように科目区分と学位授与方針が連動するように改善している。これに加え、学科独自の取り組みとして「ディプロマ・サプリメント」を作成しており、学生自身が学びを分析し、学習成果を把握できる仕組みを始動している。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（専門職短期大学及び専門職学科のみ）

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) 教育課程の編成・実施方針について、教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、短期大学部の学生の受け入れ方針を定めている。具体的には、「英語に興味を持ち、実践的な英語運用能力を向上させようとする学生」「自己と自己を取り巻く世界を探索しようとする好奇心を持つ学生」「自国の文化と異文化に興味を持ち、相互の理解を深めよ

うと努める学生」「教養を深め、社会に貢献できる力を身につけようとする積極的な学生」を求める学生像として示し、学科の特徴や入学時に期待する学習能力を明示している。しかしながら、入学前の学習歴については具体的に記載していないため、改善が望まれる。

学生の受け入れ方針や入学希望者に求める水準等を含む選考方法は、短期大学部ホームページ、「大学案内（Guide Book）」「入学試験要項」に明示している。

以上のことから、学生の受け入れ方針を適切に定め、公表しているといえる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生募集及び入学者選抜の制度として、総合型選抜入試、学校推薦型選抜入試、一般選抜入試のほか、外国学校修了者入試、社会人入試、外国人留学生入試の計6つの入学者選抜制度を設け、受験生の多様なニーズに応えている。障がいや疾病のある者等の受験上の配慮が必要な受験生については事前相談を受け付けることに加え、修学上の配慮・支援に関する相談窓口（学生課）を設け、「入学試験要項」に明記して周知を図っている。

学生生徒等納付金や奨学金については、短期大学部ホームページ、「大学案内（Guide Book）」に詳細情報を掲載している。

入学者選抜の運営体制について、入試制度の検討及び入試日程等の重要案件は、「全学入試委員会」が審議している。入試制度案の策定や広報は、「入試広報委員会」で審議し、入試広報課が中心となり募集広報を行っている。

入学試験問題の作成は、作問者で構成する教師群に委嘱状を交付し、作問者は守秘義務を負ったうえで作成・査読を行っている。

入学者選抜については、全ての入学試験で配点を明確にし、短期大学部ホームページ及び「入学試験要項」に記載している。選抜の手順は、採点后、学科会議及び「学部入試委員会」で審議し、学内理事が出席する併設大学を含めた「学部入試審議会」で入学者数管理（収容定員）の観点から再審議した後に学部教授会で承認している。審議のための入試結果資料には受験者の名前を伏せ、点数化したデータに基づいて客観的に判断するなど、不正防止に取り組んでいる。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているといえる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

入学定員に対する入学者数比率の過去5年間平均及び収容定員に対する在籍学生数比率のいずれについても低くなっている。この要因として、新型コロナウイルス

ルス感染症の感染拡大により、短期大学部の特色の1つである留学プログラムが実施できなかったこと、主な進路希望先である英語力を生かした航空関係やホテル、観光業の求人の激減による不安要素の広がり等があると当該短期大学部では分析している。

なお、当該短期大学部は、2024年度をもって募集停止となっている。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性について、「全学入試委員会」が入学者数（定員）管理や入学者選抜方法の点検・評価を行っている。点検・評価の結果は、「運営会議」で検証し、必要に応じて改善案を提示している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上については、内部質保証推進組織である「運営会議」によるマネジメントのもと、「全学入試委員会」において改善に取り組んでいる。具体的には、2021年度入学試験より高大接続改革の趣旨に沿った新たな入試制度を導入し、その後も毎年見直しを図り、2023年度入学試験においては併設大学との併願可能な入試制度及び外国人留学生入学試験を導入し、受験機会を広げた。

以上のことから、学生の受け入れの適切性を点検・評価し、改善・向上につなげるべく、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

6 教員・教員組織

<概評>

① 短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

理念・目的に基づき、「求める教員像及び教員組織の編成方針」を定めている。同方針には、短期大学部として求める教員像として、「理念・目的・教育目標を十分に理解し、協力できる者」「研究成果を社会に還元し、地域貢献に積極的に取り組む者」等の8点を、教員組織の編制方針として、「『各学校の設置基準』等関連法令に基づくとともに、教育目標やディプロマポリシー、カリキュラムポリシーなどの各種方針を実現するために、教育研究上の専門領域等のバランスを考慮し、必要な教員を配置する」こと等の5点を定めている。また、短期大学部英語科として、「専門分野、教員配置」「教育課程や学科運営における教員の役割分担」「教員構成」「教員の資質向上」の方針を明示し、これらを基に、語学、文学、教育学に精通した教員をバランスよく配置している。これらの方針は短期大学部ホームページで公開している。

以上のことから、短期大学部の理念・目的に基づき、短期大学部として求める

教員像や教員組織の編制に関する方針を明示しているといえる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

「求める教員像及び教員組織の編成方針」に基づき、教員組織を編制しており、英語科の専任教員数等は短期大学設置基準で求める必要教員数を満たしている。

男女比、国際性に関しては、学科の特性上、約4割を外国人教員が占め、女性も4割を占めている。一方で、専任教員の年齢構成は、やや偏りが見られる。

主要授業科目の担当状況は、短期大学部の必修科目、選択必修科目において専任担当率が8割程度となっている。また、英語のスキル科目において、特にスピーキングについては、外国人教員が担当している。

教員と職員の役割について、各種委員会の委員を教員が担い、関係部署と連携を図り、学生の指導にあたっている。教育に携わる教員と事務的なサポートを行う職員が連携し、学生にとって充実した教育環境を提供している。なお、短期大学部では指導補助員は活用していない。

以上のことから、教員組織の編制方針に基づき、教育研究活動を展開するため、概ね適切に教員組織を編制しているといえる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集、採用については「教職員採用に関する内規」「大学・短期大学部人事委員会規程」「大学・短期大学部教員採用に関する内規」「短期大学部教員選考基準」「短期大学部教員選考基準実施要領」に基づき、昇任については「大学・短期大学部教員昇任等に関する内規」に基づき、適切に運用している。

募集にあたっては公募を原則とし、選考の際には、第1次選考として、選考委員会が選考基準及び同実施要領に基づいて、複数の候補者を決定し、教授会の承認を得て学長を通じて院長に報告している。第2次選考は院長が責任者となって選考を行い、最終決定を行っている。なお、「短期大学部教員選考基準」には、教授、准教授、講師、助教、助手の各職階において求める能力や人材像を示している。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているといえる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

併設大学とともに「運営会議」がファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動を行っている。学内全体のFD研修会は年に複数回開催している。例えば、2022年度は「障害学生への合理的配慮～改正障害者差別解消

法を受けて～」を、2023年度は「科学者・教育者のための志向倫理—私たちのwell-beingのために—」をテーマとして、オンラインと対面のハイブリッド形式で行っている。

短期大学部では「学生による授業評価」を実施し、評価を受けた教員から学生へのフィードバック文書及び経年比較可能な短期大学部平均値を短期大学部ホームページに掲載している。また、授業公開も前後期1回ずつ実施している。全学内教員が指定された4週間内で必ず1コマ公開し、全学内教員が必ず1コマ以上を参観している。公開授業参加後は、「参観授業への感想」の提出を求め、授業担当者が授業改善の検討材料として利用している。なお、学科の教員が参観した授業は、学科会議で今後の教育に生かすべく建設的な意見交換を行っている。意見交換の結果については報告書にとりまとめ、「運営会議」に提出している。なお、先述のとおり短期大学部では指導補助員は活用していないため、指導補助者に対する研修は行っていない。

以上のことから、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているといえる。

⑤ 併設大学がある場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学との教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。

当該短期大学部は、併設大学と同敷地内にあるため、学生、教職員が使用する教室や施設は共同で使用している。キリスト教に関する講演を聴講する教員修養会やFD研修会等も併設大学と共同で行っている。また、委員会及び「連合教授会」を併設大学と合同で開催しており、現状や課題等を共有している。

併設大学との兼務状況について、短期大学部の教員は、2022年度は3名、2023年度は1名が併設大学の授業を担当し、併設大学の教員は、2022年度は1名、2023年度は1名が短期大学部の授業を担当した。

以上のことから、適切な教員・教員組織を配置したうえで、併設大学との人的交流や協力体制を構築している。また、併設大学の教員が短期大学部の授業を担当するなど、短期大学部と併設大学の間で適切な教員・教員組織の関係を構築しているといえる。

⑥ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性の点検・評価は、「大学・短期大学部人事委員会」において行っており、教員数と各教員の定年までの年数を確認し、採用人事計画を立てている。その結果は「運営会議」で検証し、必要に応じて改善案を提示している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上については、教員組織のスリム化を図る

ことを目的に、入学定員に応じた教員数に設定することとし、採用人事計画の修正等を行っている。

以上のことにより、教員組織の適切性について定期的に点検・評価及び改善・向上を行っているといえる。

7 学生支援

<概評>

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。

建学の精神、理念・目的に基づき、学生支援に関する方針として、併設大学と共通の「学生支援に関する方針」を策定している。基本方針として、「本学の基本姿勢に基づき、奉仕の精神をもって、学生一人ひとりを大切にする親身な支援を展開する」等、3つの事項を掲げ、これに基づき「修学支援」「生活支援」「進路就職支援」の3項目で具体的な方針を掲げている。また、「障がいのある学生の修学支援に関するガイドライン」を別途定めている。

当該方針及びガイドラインは短期大学部ホームページで公開し、社会に公表するとともに、教職員にも共有している。

以上のことから、学生支援に関する短期大学部としての方針を明示しているといえる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援の体制として、修学支援、生活支援に関しては主に学生部・学生課が中心となり、キャリア支援に関しては、「キャリアセンター」が中心となってそれぞれ支援を行っている。

修学支援については、ウェブシステムを利用して学生の出席状況を把握する「学生動向調査」に加え、ゼミ等の少人数クラスの科目担当者が担当する「アドバイザー制度」を中心に行っている。学生の出席状況をアドバイザーが随時確認して指導することにより、留年、休学、退学、成績不振等に対処している。補習・補充教育に関する支援は、短期大学部全体としては実施していないが、適宜、アドバイザーが個別に相談を受け、きめ細かな指導を行っている。障がいのある学生に対する支援は、「障がいのある学生の修学支援に関するガイドライン」に基づき、修学支援（合理的配慮）を申請する学生に対し、「学生心理相談室」と保健室において障がいの種別に応じて対応しているほか、学内のバリアフリー化の推進やリーフレット作成等も行っている。経済的に困窮している学生に対しては独自の奨学金制度を導入しており、給付型の「福岡女学院大学・短期大学部修

学支援奨学金」の支給実績がある。その他、成績優秀者を対象とする奨学金制度も設けている。

心身の健康や安全・衛生に関する支援は、保健室及び「学生心理相談室」が中心となって行っている。保健室は、看護師及び非常勤学校医を配置し、定期健康診断、応急処置、健康相談等の業務を行っている。「学生心理相談室」は、常勤・非常勤のカウンセラーが常駐し、個人面談に対応している。

以上に加え、短期大学部における学生支援の特長ある取り組みとして、「学生相談室」における学生生活の充実に向けた支援や、学生部が所管する学生の挑戦する意欲の向上を目的とした「チャレンジ助成金」制度がある。具体的には、「学生相談室」において、カウンセラーと昼食を食べながら話せる「ランチアワー」や、悩み事を話し合う会などさまざまなテーマ設定での「グループ活動」を実施するとともに、学生同士で学習に関するサポートを行うピアサポートを行っている。また、相談室に空きがある場合には休憩場所として提供を行っており、学生の居場所や対人交流の場を設けることでコミュニティ形成の充実に寄与している。学生の自主的かつ自由な発想による独自の企画を助成し、奨励する「チャレンジ助成金」制度では、プレゼンテーションによる選考会や助成後の活動報告会を通じて、学生による挑戦的な活動を支援し、正課外における学生の成長機会も創出している。実際に、インドネシアの幼稚園で英語を教えるボランティア活動に際して、「チャレンジ助成金」を受けたことにより、現地の子どもたちのために制服を製作するなど、海外の幼児教育の展開につなげている。学生のプレゼンテーション等の準備に際しては、学生部が学生の自主性を促しつつ、綿密なコミュニケーションを通じて学生が必要とする支援を行っている。このように「学生支援に関する方針」に掲げる「学生一人ひとりを大切にする親身な支援」を行うことで、学生の自主性を伸ばしていることは、高く評価できる。

ハラスメントの防止については、併設大学と共通で「ハラスメント対策委員会」を組織し、研修の開催やパンフレットによる周知など、防止と啓発に取り組んでいる。

進路支援については、正課キャリア科目として「Career Design」を開講し、卒業生等をゲストスピーカーとして招いてディスカッションを行うほか、「キャリアセンター」が開講責任部署となって正課科目「Internship」を開講し、「一般社団法人九州インターンシップ推進協議会」を通じたインターンシップへの取り組みを行っている。また、キャリアセンター事務室では、説明会の実施や1年次対象の個人面談（全員必須）、模擬面接の実施やAI面接システムの導入等の支援を行っている。これら施策の実施は、「キャリアセンター運営委員会」が中心となり、学外アドバイザーからの提言も参考にしている。

正課外活動については、学生団体組織「学友会」の活動を学生課が支援や助言

を行い、活動費の援助や補助等を行っている。また、「学友会総務委員会」と学長が年に数回程度意見交換をする場を設け、学生からの要望を把握している。

以上のことから、学生支援の体制を整備し、学生支援を適切に行っているといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援全体の適切性については、「学生部委員会」が中心となり、学生動向調査結果を活用しての学生指導や「チャレンジ助成金」、キャリア支援等について、毎年度、幅広く点検・評価を行っている。

また、学生の進路・就職に関する支援は、「キャリアセンター運営委員会」が中心となり、支援方針を確認し、進路・就職状況結果等について、毎年度点検・評価を行っている。同委員会は、全学横断的な構成員からなり、学外団体のアドバイザーを置いて、年に数回、「キャリアセンターアドバイザーミーティング」を開催して、学外の意見を採り入れている。同ミーティングは教職員への情報共有及び研修機会の場として公開参加型で実施し、特色ある取り組みとなっている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上については、前述の「学生部委員会」や「キャリアセンター運営委員会」による「内部質保証シート」を用いた点検・評価の結果から改善を図っており、必要に応じて「運営会議」からも指示等を受ける仕組みとなっている。今後は「運営会議」の点検・評価への積極的な関与のもと、改善・向上につなげていくことが期待される。

以上のことから、学生支援の取り組みの適切性について、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

<提言>

長所

- 1) 学生生活の支援にあたり、「学生心理相談室」で「ランチアワー」や「グループ活動」を実施するとともに、学習に関するピアサポート活動や休憩場所を提供することで学生のコミュニティ形成の充実に寄与している。また、学生部のもとで、学生の挑戦意欲の向上を促す「チャレンジ助成金」制度を設け、海外の幼児教育の展開に携わるなど、学生による挑戦的な活動を支援し、正課外における学生の成長機会を創出している。これらの取り組みは、学生一人ひとりを大切にする親身な支援を体現化した優れた取り組みであり、学生の自主性の伸長につながっていることは評価できる。

8 教育研究等環境

<概評>

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

建学の精神、理念・目的に基づき、「教育研究等環境に関する方針」として「施設・設備全体」「ICT環境」「図書館」「研究活動支援」の4項目を定め、ホームページに公表している。例えば、「施設・設備全体」では、「学生の学修及び教員の教育研究活動を推進するために、キャンパス・マスタープランに基づき、校地、校舎、施設及び設備の維持管理を計画的に行う。管理するにあたっては安全性、利便性及び衛生面を考慮し、大学として適切な環境整備を行う」ことを明示している。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を適切に明示しているといえる。

- ② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

校地及び校舎面積は短期大学設置基準等の法令上必要な要件を満たし、図書館・体育館、学生寮、運動場等を整えている。バリアフリーに対応するとともに、多目的トイレを配置している。キャンパス内には、食堂やカフェラウンジを設けており、カフェラウンジは学生が自主学習を行うほか、友人と語らいの場を持つことができる環境となっている。学生の自主的な学習の促進を目的に、125周年記念館にラーニング・コモンズ、図書館に学習室を配置している。ラーニング・コモンズについては、「キャリアセンター」が管理し、事前・事後学習やグループコミュニケーションの場として利用可能となっている。また、英語での会話を原則としたEnglish Loungeは、ボランティア学生が運営しており、会話を楽しむことを通じて英語力を身につけることができ、ネイティブスピーカーの教員や留学生、英語会話力の向上を目指す日本人学生が集まっている。

ICT環境としては、学術情報ネットワークによるインフラ環境を土台とし、学生の学習環境として、パソコンルーム、CALL教室、コンテンツ制作系実習室、タブレット型アクティブ・ラーニング教室を設置している。キャンパス内の無線LAN環境については順次拡張を行っている。また、学生の自主学習促進のための環境整備としては、LMS (Learning Management System) を活用している。

このように、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているといえる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館は「福岡女学院大学図書館資料収集方針」「福岡女学院大学図書館資料収集に関する申合せ」に基づき、大学、短期大学部、大学院での教育研究上必要な資料を体系的に整備している。

授業に関連のある資料は、教員ごとに指定図書コーナーに配架し、学内者を対象として短期大学部ホームページにリストを公開しており、学生及び教員が最新の情報を閲覧・入手できるようにしている。また、リストには所蔵及び電子リソースのURL情報も掲載し、学生が参考文献を入手しやすいように工夫している。その他の資料についても、教員による選書をはじめ、学生からの購入希望を積極的に採り入れることで教育研究に必要な資料を提供している。さらに、学術情報へのアクセスをよりシームレスにするため、リンクリゾルバやディスカバリーサービスを構築し、国立情報学研究所が提供する目録所在情報サービスや福岡県立図書館が提供する図書館情報 Network へ参加し、公共図書館とも積極的に資料の相互貸借を実施している。

図書館の閲覧室等のサービススペースとして、個室、学習室、ゼミ室、パソコンコーナー、視聴覚コーナー等を備えている。開館時間は適切であり、運営にあたる職員は、司書有資格者を含む専任職員のほか、委託職員、図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置している。これらの体制整備により、多くの短期大学部学生が図書館を活用している。

以上のことから、図書館、学術情報システムを提供するための体制を備え、適切に機能しているといえる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究に対する短期大学部の基本的な考え方については、「教育研究等環境に関する方針」の「研究活動支援」において、「研究活動を支援するために、学外資金獲得への支援や学内各種研究費制度の整備を行う」こと、「『福岡女学院大学・短期大学部における公的研究費の不正防止への取組に関する指針』や研究倫理規程に則り適切に運営を行う」ことを定めている。また、「福岡女学院大学・短期大学部研究倫理規準」において、研究の基本事項として「研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力による研究成果の客観性を歪めることがあってはならない」こと等の3項目を規定している。

さらに、研究活動を支援するために、外部資金獲得への支援や学内各種研究費制度の整備を行い、「福岡女学院大学・短期大学部における公的研究費の不正防止への取組に関する指針」や「研究倫理規準」に則り適切に運営を行っている。

研究費の支給について、専任教員を対象とした研究費には、個人研究費と特別研究費を支給している。また、研究助成、教育活性化助成、地域（産官学）連携事業助成を目的に専任教職員を対象とした学院活性化推進助成金を交付しており、「学院活性化推進助成金取扱要領」に則り、外部資金を調達できなかった場合の援助や、研究会の開催、教員以外の者も含めた協同研究への支援等に貢献している。研修に関する助成金としては、「大学・短期大学部教員長期研修規程」の運用内規に則り、国内及び国外での3ヶ月以上1年未満の研修を対象に日額研修費や交通費を支給しているほか、「大学・短期大学部教員短期海外研修助成金規程」に則り、夏期休暇中に国外において行う短期研修に適用している。また、外部資金獲得のための支援については、担当職員が申請窓口となり、外部資金に関する情報の発信や資金獲得のための説明会の開催等の支援を行っている。全ての専任教員に研究室を個室で配備し、教育研究に専念できるよう配慮している。研究時間については、週1日の研究日を保証している。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を概ね適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているといえる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理については、「福岡女学院大学・短期大学部研究倫理規準」及び「福岡女学院大学・短期大学部『人を対象とする研究』倫理規準」を設け、「福岡女学院大学・短期大学部における研究活動の不正行為への対応に関する規程」を策定している。

また、「福岡女学院大学・短期大学部研究倫理委員会規程」により「研究倫理委員会」を設置し、同委員会が研究倫理教育を行い、大学・短期大学部教員、大学院学生、研究倫理業務に携わる職員を対象に2年に1回の研修会を開催している。このように、大学の施策の範囲内であるが、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施している。そのほか、「研究倫理委員会」の小委員会として「研究倫理審査委員会」を設置し、教員の学術研究の倫理審査にあたり、研究倫理に関する学内審査機関の整備も行っている。

教員及び学生を対象とした研究倫理に関する取り組みは、「研究倫理委員会」にて「研究倫理教育実施要領」を承認し、「公的研究費不正防止計画推進室会議」に報告している。同会議では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「福岡女学院大学・短期大学部公的研究費の取り扱い及び不正行為等への対応に関する規程」に基づき、公的研究費の不正防止計画及びコンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画を策定し、それぞれの計画に沿って事務担当者が教職員に対して毎年度実施している。そのほか、授業科目の中で研究倫理に関する教育を行っている。

以上のように、研究倫理や研究活動における不正防止に関する規程及び制度等を整備し、適切に対応している。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

当該短期大学部は併設大学と同じ敷地にあることから、環境の整備については、法人全体で検討することとなっている。法人は「福岡女学院施設マネジメント委員会」において、建築計画として「キャンパス・マスタープラン」を策定し、これに基づき、キャンパス整備を行うとともに点検・評価を行い、改善・向上に向けて取り組んでいる。全学内部質保証進組織である「運営会議」においては、点検・評価報告書を作成する際に、教育研究等の適切性について点検・評価を行い、その結果、改善・向上に向けた取り組みを検討し、実行することとしている。これまでの点検・評価の結果、改善に該当する事項はなかったことから、引き続き教育研究等環境の充実に向けて取り組み、より一層の向上につなげることを期待したい。

このように、教育研究等環境の適切性については、大学全体として、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

「2023 年度事業計画書」の「社会貢献・社会連携」の章において、「社会連携の強化」「国際連携の強化」の2点を掲げ、文部科学省の私立大学等改革総合支援事業の獲得や留学派遣先・受け入れ先の拡大を施策として明示している。

また、建学の精神、理念・目的、「ヴィジョン」に基づき、「社会連携・社会貢献に関する方針」を定めており、同方針では「体制整備」「生涯学習」「地域交流」の3項目について明示している。例えば、「体制整備」では、「地域・国際交流センターをプラットフォームとして、各学部・学科、各センター（キャリアセンター・臨床心理センター・教職支援センター）等と常に連動しながら、地域社会との連携体制を推進、強化する」ことを明示している。

さらに、「福岡女学院大学・短期大学部地域・国際交流センター規程」において、「福岡女学院創立の精神に則り、地域社会や学外機関との連携活動並びに国際交流活動を推進することで、本学の社会連携と地域貢献を活性化させるとともに、本学学生が国際的視野に立ち、主体性を持って学び続け、多様な人々とつながりを創出できるよう、また社会人が学び直しを通じて充実した生涯が実現でき

るよう、学内組織間の有機的な連携を図り、教職員が協働する全学的な地域・国際交流活動の研究、実施及び統括、学外関係機関との連絡調整を行う」と明示しており、具体的な業務としては同規程に「地域・国際（学術・文化・教育）交流に係る基本方針並びに具体的施策の策定及び実施に関すること」「地域・国際交流に係る学生への助言、指導に関すること」等の10項目を挙げている。

以上のことから、教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているといえる。

② **社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**

社会連携・社会貢献に関する取り組みについては、点検・評価項目①に先述のとおり「地域・国際交流センター」を連携窓口として位置づけ、同センターが教学機関と地域自治体、地域の事業所とをつないでいくコーディネート機能を担い、地域交流・国際交流事業に積極的に参加している。包括連携先との取り組みについては、「包括連携先と短期大学部の活動」「短期大学部と併設大学が合同で取り組んできた活動」「短期大学部独自の活動」「短期大学部が実施してきた国際交流活動」の4つに区分して具体的な活動を行っている。

これらの活動には、短期大学部学生の英語能力を生かした地域交流や国際交流を多く含んでいる。例えば、市の教育委員会と「地域・国際交流センター」の職員及び短期大学部学生が連携し、地域の小学生を対象に英語のコミュニケーション能力の向上を目的とする活動「イングリッシュデイ」を実施している。具体的には、短期大学部学生が学生スタッフとして地域活動の企画・運営に参画しており、タブレット端末を使用して英語のクイズに挑戦する「トレジャーハント」や、アナウンサー体験を通じてさまざまな国の天気予報に挑戦する「KNNスタジオ」等、英語を活用したアクティビティを通じて地域の小学生の英語のコミュニケーション能力の向上や地域の英語教育の発展に貢献している。学生スタッフにとっては主体となって小学生に英語の楽しさを教えることで、短期大学部での学びを実践する機会となっており、自己成長を促していることに加え、この経験から職業選択の幅を広げることにもつなげていることは、高く評価できる。

これらの取り組みの実現に向けて、「地域・国際交流センター」は地域の自治体に対し、学生との地域連携の重要性について説明等を行っており、緊密な連携に注力している。そのほか、英語発音教育を通じた国際社会で活躍する若い世代の育成を目的に、高校生を対象とした短期大学部主催の英語朗読大会「グレープカップコンテスト」を毎年度開催している。

以上のように、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元しているといえ

る。

- ③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性については、地域・国際交流センター長、同副センター長、短期大学部教員、併設大学の各学部教員、センター事務室長、同副課長で構成する「地域・国際交流センター運営委員会」において、全学的な視点から定期的に点検・評価を行っている。短期大学部が独自に活動するものについては、学科会議で報告、点検を行っている。また、包括連携協定先の地方自治体や産業界等との連絡協議会においても社会連携・社会貢献の取り組みを議題として採り上げ、学外の視点から点検・評価を行っている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上については、先述した「イングリッシュデイ」「グレープカップコンテスト」等の地域連携に係る取り組みの点検・評価結果をもとに、改善すべき事項を次年度の活動内容に反映しており、必要に応じて「運営会議」からも指示等を受けている。今後は「運営会議」の点検・評価への積極的な関与のもと、改善・向上につなげていくことが期待される。

以上のことから、社会連携・社会貢献の取り組みについて点検・評価を行っているといえる。

<提言>

長所

- 1) 「地域・国際交流センター」において、市の教育委員会と連携した取り組みとして、地域の小学生を対象とした「イングリッシュデイ」を開催し、学生がスタッフとして英語能力を生かしながら地域活動の企画・運営に参画している。当該活動を通じて地域の小学生のコミュニケーション能力の向上や地域の英語教育の発展に貢献していることに加え、学生スタッフにとっても短期大学部での学びを実践することで自己成長や職業選択の幅を広げる機会となっていることは評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① **短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。**

中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針として、併設大学と共通の「大学運営に関する方針」を策定している。

同方針は「大学運営」と「財務」の2項目からなり、「大学運営」の項目では、「学長のリーダーシップのもと、迅速かつ公正さを保った管理運営を行う」こと、「中長期計画を立案し、それらに基づいた短期計画・年度計画を立て、達成状況を常に点検・評価し計画の実現に向けて積極的に取り組む」こと等、方針として6つの事項を掲げている。

「大学運営に関する方針」については、ホームページにおいて公開し、学内構成員に周知している。

以上のことから、中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学部としての方針を明示しているといえる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

大学及び短期大学部の運営に関わる組織として、教員組織、事務組織を編制し、大学の管理運営に関する重要な事項を審議するために「運営会議」を置いている。また、短期大学部の教学に関する学部固有の事項を審議するために学部教授会を置き、併設大学と共通する重要な事項を審議するために「連合教授会」を置いている。

学長の選任については、「大学学長選任規程」に基づき、専任教員、契約教員、副課長以上の職員、学友会学生3名による学長候補者への意向投票を参考に、理事会で選出している。学長等の役職者、教授会等の機関の権限・役割については、「福岡女学院大学・短期大学部規程」に定めている。

「運営会議」は「福岡女学院大学運営会議規程」に基づき、学長、学部長、研究科長、宗教部長、教務部長、学生部長、事務部長、学長が指名した者で構成し、学長が議長となって意思決定を行っている。学部教授会、「連合教授会」については、「福岡女学院大学教授会規程」に基づき構成し、学部教授会では教学に関する学部固有の事項を、「連合教授会」では大学・短期大学部の教学に関する共通事項を審議している。

以上のことから、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、権限等を明示しており、その権限等に基づいた適切な大学運営を行っているといえる。

- ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成については、前年度に臨時理事会で予算編成方針を決定する。その後、各部署からの予算要求を予算編成会議で審議し、経理課長・事務部長間の調整を経て、定期理事会で予算を承認している。

予算執行については、10万円以上の支出は発議書により執行申請を行い、権限者から承認を得た予算を執行している。予算編成と異なる執行をする場合や、予算科目を変更する場合も発議書による承認が必要となっている。予算執行が適切に行われているかの検証については、別途、公認会計士や監査室による監査により担保されている。

予算執行に伴う効果の分析・検証については、事業計画と事業報告を比較し、齟齬がないか、また、達成状況を判定して理事会に決算書と事業報告書を提出して検証する仕組みを採っている。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っているといえる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

大学運営に関わる組織として、「福岡女学院本部規程」「福岡女学院大学・短期大学部規程」「学校法人福岡女学院事務分掌規程」に基づき事務局を置き、本部に総務課、人事課、法人企画室、IR推進室等を、短期大学部に学長室、教務課、学生課、入試広報課、メディア情報課、英語科事務室等の事務組織を設け、規程に記載している事務分掌により、業務を遂行している。業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制を整備するため、研修プログラムとして全体研修、資格別研修、外部団体研修のほか、IR研修等の目的別研修も設けている。また、専門的知識・スキルを有する職員の採用も積極的に行っている。

大学運営における教職協働については、大学運営の中核を担う「運営会議」に事務部長が構成員として出席し、事務次長が陪席して、重要事項の決定に関わっている。また、各種委員会においても、職員の役職者が出席又は陪席し、審議に参加している。

職員の採用については「教職員採用に関する内規」に、昇任については「事務職員資格規程」に基づき行われている。職員の業務評価については、目標設定シートの作成及び年3回の自己評価及び所属長との面談により行っているほか、2023年度からは「人事考課シート」を用いた人事評価制度を導入している。

以上のことから、大学運営に必要な事務組織を設け、適切に機能しているといえる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

職員の資質向上の取り組みとして、「事務職員研修規程」に基づき、研修委員会が研修計画を作成し、9区分（資格別、外部団体、全体研修、役職別、目的別、国内、国外、自己啓発、その他）にわたる体系的な研修プログラムを実施してい

る。

一部の研修では報告会を実施して研修成果を他の職員にも共有しているほか、当該年度の「研修年報」を刊行し、研修内容や研修成果を広く学内構成員に周知している。

教員及び職員が参加する研修としては、ハラスメント防止研修、障がいを抱える学生への支援に関する研修を定期的実施している。

以上のことから、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているといえる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性については、事業計画書記載の計画を事業報告書によりA、B、Cの3段階評価を行うことで点検・評価を行っている。事業計画及び事業報告は「運営会議」の議を経て「連合教授会」に報告し、定期法人評議員会の意見を聴き、定例理事会で承認している。また、「日本私立短期大学協会」の「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード第1版」に準拠した点検も実施している。これまでの点検・評価の結果において、改善に該当する事項はなかったことから、今後は向上を図るべき事項についても点検・評価し、より一層の向上につなげていくことが期待される。

監査については、監事による監査及び公認会計士による財務監査を実施している。くわえて、「個人研究費使用内規」や科学研究費補助金の使用ルールに基づき、理事長直属の監査室による内部監査を定期的実施している。

監事による指摘事項については、改善計画を提出し、改善・向上する仕組みを設けている。

以上のことから、大学運営の適切性について定期的に点検・評価するとともに、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

法人全体では、「選ばれる学院づくり」を中長期的な目標に掲げ、2016～2021年度までの「第1期中期計画」、2022～2027年度までの「第2期中期計画」をそれぞれ策定している。「第1期中期計画」の後半に当たる「第1期中期計画（第2ステージ計画）」では、2019～2021年度までの法人全体の年度別事業活動収支計画及び資金収支計算書計画を策定し、年度別の収支状況の見通しを示している。

また、「第2期中期計画」では、「健全な運営を支える財務基盤の強化」を掲げ、毎年度の事業計画において、財務比率適正化を推進すべく、法人全体として人件費や教育経費、管理経費のほか、教育活動収支差額等の比率に関する数値目標を定めている。

短期大学部については、入学者の減少を踏まえて、2023年度に2025年度以降の学生募集停止を決定しているが、「第2期中期計画」（大学・短期大学部）の基本事項として「独立採算制を基盤とした健全な運営」を、重点目標として「独立採算制を基盤とした運営・財務計画」を掲げている。短期大学部の募集停止後の財務状況を明らかにすることも含めて、法人内でセグメント別の財政計画を策定することが望まれる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率について、事業活動収支計算書関係比率では、事業活動収支差額比率が、2021年度以降に短期大学部でマイナスに転じており、著しい低下傾向となっている。この影響もあって、法人全体においても、2022年度以降は事業活動収支差額比率のマイナスが続いている。一方で、貸借対照表関係比率については、概ね良好に推移しており、「要積立額に対する金融資産の充足率」も一定の水準を維持していることから、法人全体としては、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立している。

ただし、短期大学部は、減少した入学者数を回復するため、募集活動を積極的に進め、人件費等の経費抑制により、収支の均衡に努めてきたが、学生生徒等納付金等の事業活動収入が減少し、2022年度以降は、事業活動収支差額が大幅な支出超過となっており、2025年度より学生募集を停止することが決定している。

外部資金については、科学研究費補助金等の資金獲得のための情報発信や説明会開催などの支援を行っているが、必ずしも採択件数に結びついていないため、更なる取り組みに努めることが望まれる。

以上

福岡女学院大学短期大学部提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
短期大学基礎データ
基礎要件確認シート
短期大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（沿革）
	福岡女学院大学短期大学部学則
	福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（教育理念）
	福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（教育研究上の目的）
	2023 年度短期大学部履修ガイド
	大学案内
	2023 年度 CAMPUS LIFE
	2022 年度教員修養会案内
	第 1 期中期計画（2016 年～2021 年）第 1 ステージ(2016 年度～2018 年度)
	第 1 期中期計画（2016 年～2021 年）第 2 ステージ(2019 年度～2021 年度)
	第 2 期中期計画（2022 年度～2027 年度）
	2022 年度事業計画書
	2023 年度事業計画書
	学校法人福岡女学院寄附行為
	2 内部質保証
福岡女学院大学・短期大学部内部質保証に関する内規	
福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（内部質保証に関する方針）	
内部質保証体制組織図	
福岡女学院大学・短期大学部自己点検評価委員会規程	
福岡女学院大学・短期大学部 IR に関する規程	
大学運営会議構成員名簿	
福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（2021 年度 自己点検・評価報告書）	
内部質保証イメージ	
2022 年度アドバイザーミーティング会議記録	
教育課程に関するご意見入力シート≪【包括連携協定先】春日市様からのご意見聴聞≫	
教育課程に関するご意見入力シート≪【包括連携協定先】佐賀市教育委員会様からのご意見聴聞≫	
福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（情報公開）	
福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（ファクトブック）	
福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（各種方針）	
福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（短期大学基準協会による評価結果（第三者評価））	
3 教育研究組織	福岡女学院大学情報教育センター規程
	福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（情報教育センター）
	福岡女学院大学・短期大学部キャリアセンター規程
	福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（キャリアセンター）
	福岡女学院大学・短期大学部地域・国際交流センター規程
	福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（地域・国際交流センター）
福岡女学院大学・短期大学部規程	
4 教育課程・学習成果	福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（3つのポリシー）
	短期大学部履修系統図【旧カリキュラム】
	2023 短期大学部履修系統図
	福岡女学院大学短期大学部履修規程

	福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（シラバス） 学習成果調査アンケート 2019～2022 年度集計結果 ディプロマサブリメント
5 学生の受け入れ	2024 年度入学試験要項 大学・短期大学部入学試験に関わる委員会規程 福岡女学院大学入試広報委員会規程 組織図
6 教員・教員組織	福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（求める教員像・教員組織の編成方針） 教職員採用に関する内規 大学・短期大学部人事委員会規程 大学・短期大学部教員採用に関する内規 短期大学部教員選考基準 短期大学部教員選考基準実施要領 大学・短期大学部教員昇任等に関する内規 2022 年度福岡女学院大学・福岡女学院短期大学部学生による授業評価の手引き（教員用） 2022 年度福岡女学院大学・福岡女学院短期大学部学生による授業評価の手引き（学生用） 2022 年度前期後期 学生による授業評価フィードバック文章(学内ページ) 福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（学生による授業評価） 2022 年度前期 「授業公開」実施案内（メール） 2022 年度後期 「授業公開」実施案内（メール）
7 学生支援	福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（学生支援に関する方針） 大学・短期大学部保健室規程 障がいのある学生の修学支援に関するガイドライン 福岡女学院大学・短期大学部におけるハラスメントの防止・対策に関する規程 福岡女学院大学・短期大学部ハラスメント対策委員会に関する規程 福岡女学院ギール奨学金規程 福岡女学院後援会奨学金規程 福岡女学院大学・短期大学部修学支援奨学金規程 福岡女学院大学・短期大学部家計急変支援奨学金規程 福岡女学院大学・短期大学部入学前予約型修学支援奨学金規程 福岡女学院大学・短期大学部学生心理相談室規程 福岡女学院大学・短期大学部成績優秀者特待生規程 福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（留学制度） 学生心理相談室リーフレット 障がいのある学生支援に関するリーフレット 福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（学友会誌） 福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（学生生活 クラブ・サークル） 福岡女学院大学チャレンジ助成金規程 2023 年度春季後援会大学部会説明会保護者向け配布資料
8 教育研究等環境	福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（教育研究等環境に関する方針） 福岡女学院個人情報保護規程 福岡女学院情報セキュリティ規程 福岡女学院大学図書館資料収集方針 福岡女学院大学図書館資料収集に関する申合せ 福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（図書館） 2023 年度指定図書リスト 福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（図書館データベース一覧） 大学図書館利用案内 2023 2023 年度第 1 回大学図書館委員会議事録 2023 年度大学図書館事業計画 学術情報基盤実態調査令和 4 年度結果（2023.3 公開分）と本学の比較【開館日数】 学術情報基盤実態調査令和 4 年度結果（2023.3 公開分）と本学の比較【職員数】

	レファレンス統計
	福岡女学院大学・短期大学部研究倫理規準
	学院活性化推進助成金規程
	福岡女学院大学・短期大学部「人を対象とする研究」倫理規準
	福岡女学院大学・短期大学部における研究活動の不正行為への対応に関する規程
	福岡女学院大学・短期大学部研究倫理委員会規程
	2022年度研究倫理教育実施要領
9 社会連携・社会貢献	福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（社会連携・社会貢献に関する方針）
	包括連携協定先一覧
	学外組織との連携協定書
	福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（地域貢献活動）
	福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（地域貢献活動 鳥栖市）
	福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（地域貢献活動 小郡市）
10 大学運営・財務 （1）大学運営	福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト（大学運営に関する方針）
	大学学長選任規程
	福岡女学院大学教授会規程
	福岡女学院危機管理規程
	非常時対応ポケットマニュアル
	2022年度事業報告書
	福岡女学院本部規程
	学校法人福岡女学院事務分掌規程
	事務職員資格規程
	事務局人事委員会規程
	事務職員人事考課規程
	事務職員研修規程
	2022年度研修年報
	監事による監査報告書 2018(平成30)～2022(令和4)年度
	独立監査人による監査報告書 2018(平成30)～2022(令和4)年度
	福岡女学院規程集
	理事会名簿
	学校法人福岡女学院組織図
10 大学運営・財務 （2）財務	2021事業活動収支内訳表【構成比】短大版
	2022事業活動収支内訳表【構成比】短大版
	2022年度決算報告
	財務計算書類(写)2018(平成30)～2022(令和4)年度
	2022年度財産目録
	5ヵ年連続財務計算書類(様式7-1)
その他	2022年度FSD活動
	2023年度FSD活動
	<短大>履修登録状況
	監事監査報告書)2023(令和5)年度
	財務計算書類(写)2023(令和5)年度

福岡女学院大学短期大学部提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	2024 年度第 1 回大学運営会議議事録
	大学・短期大学部 2023 年度事業報告
	2022 年度内部質保証シート
	2023 年度内部質保証シート
2 内部質保証	2023 年度第 8 回臨時大学運営会議議事録
	2022 年度第 13 回地域・国際交流センター運営委員会議事録
	2022 年度第 4 回自己点検評価 FD 委員会議案書・議事録
	包括連携先からの意見聴取内容
3 教育研究組織	2022 年度英語科科会記録
	2023 年度科会議事録
4 教育課程・学習成果	2022 年度第 4 回教授会議案書・資料・議事録
	2023 年度第 10 回大学運営会議議事録
	ディプロマ・サブリメント事例
6 教員・教員組織	院長選任等に関する規程
	2023 年度 IR 研修会の開催について
	2022 年度 IR 研修会の開催について
	2022 年度学生相談教職員研修会
	2023 年度研究倫理委員会開催について
	福岡女学院大学・短期大学部内部質保証に関する内規
	2023 年度第 1 回 FD 研修会
	2022・2023_短大開講計画_教員負担コマ資料_20240930
	大学・短期大学部設置基準教員数
	2022 年度第 9 回 大学・短期大学部 人事委員会記録
	2023 短大補充人事
7 学生支援	学生心理相談室の取り組みがわかる資料（心理相談室 Newsletter2023）
	2023 年度チャレンジ助成金募集要項
8 教育研究等環境	図書館委員会議事録ほか狭隘化解消取組み資料
9 社会連携・社会貢献	活動報告アンケート_那珂川市イングリッシュデイ(2022)
	2022 年度佐賀市教育委員会との包括連携協議会資料
	2022 年度佐賀市教育委員会との包括連携協議会議事録
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	専任事務職員募集要項(情報システム部門)
	メディア情報基盤、IR 等専門知識を要する職員の配置
	人事評価制度の概要
	目標管理シート・人事考課シート等
	改善計画書(2021 年度)
	監査実施結果通知書(2023 前半大学科研費)
その他	2023 年度前期内部質保証シート案内文
	2024 年度前期入力用【短大】
	2017 年度チャレンジ助成金資料
	2024 年度情報フロア使用状況
	第 440 回常任理事会(2022 年度第 10 回)議事録

福岡女学院大学短期大学部提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称
7 学生支援	福岡女学院大学チャレンジ助成金規程
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	福岡女学院大学教授会規程